

福岡市中高層建築物に係る

専門家助言制度

★本制度は、「福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例」で定める近隣住民を対象とした制度です。

自宅の近くに建物が建つと説明を受けたけれど・・・

疑問・不安

- ◆ 私の家の日当たりはどうなるの？
- ◆ 高層の建物は法律的に大丈夫？
- ◆ 図面ってどうやって見るの？



専門家から、
助言を受けることができます。

※助言を行う専門家
「一級建築士」「弁護士」

※**中立的な立場から助言**します。

制度概要

この制度は、中高層建築物等の建築に伴う周辺の居住環境への影響に関して、近隣住民が、専門家から建築に係る専門的な事項について助言等を受けることができるものです。

近隣住民と建築主等との相互理解を促進し、紛争の未然防止や自主的な解決に役立てることを目的としています。

- 申請者 : 近隣住民[※]
- 専門家 : 一級建築士と弁護士の2人1組
- 利用料 : 無料
- 利用回数・時間 : 原則1回、2時間程度

※「近隣住民」とは、条例で定める以下の①、②のいずれかの範囲の住民の方をいいます。

- ① 計画地の敷地境界線から15メートル以下の距離の範囲
- ② 計画地の真北方向に、敷地境界線から中高層建築物の高さの1.5倍の距離の範囲

■ 専門家に相談できること（例）

- 図面の見方を教えてほしい。
- 建築基準法や民法など法律の考え方を教えてほしい。
- 相談内容と同様の事例や解決の方法について教えてほしい。 など

制度利用の流れ

建築主等からの 事前説明

建築計画等について、建築主等から事前説明を受けます。

市へ相談

事前説明を受けたあとに、疑問や不安がある場合は、市にご相談ください。

助言制度の申請

専門家による助言制度を利用したい場合は、市へ申請を行います。

専門家による 助言

市が派遣した専門家が、近隣住民へ助言を行います。

注意事項

■ 申請者に関すること

- 申請者は、原則として、近隣住民複数名（2名以上）であること。
- 建築主等から、建築計画について事前説明を受けていること。
 - ☞ 事前説明を受けていない場合は、建築主等へ連絡し、事前説明を受けてください。
- 原則として、申請者以外の近隣住民に一定の周知がされていること。
 - ☞ 助言制度が利用できる回数は、1つの建築計画につき1回までです。近隣住民の方へお声かけの上、お申込みください。
- 申請者が、権利の濫用、公序良俗違反又は反社会的活動をしていないこと。

■ 助言の内容に関すること

- 助言を受けたい内容によっては、本制度が利用できない場合があります。
(例) 「資産価値の変動に関すること」、「事業活動や営業への影響に関すること」、
「土地の境界に関すること」、「金銭補償に関して金額を問うもの」、
「市、県、国などその他これに準じる機関に対する苦情・陳情に関するもの」 など

【 お問い合わせ先 】

福岡市 住宅都市みどり局 建築指導部 建築調整課 建築調整第1係・第2係

■ 電話：092-711-4777 ■ FAX：092-733-5584

■ e-mail：kenchiku-chosei.HUPB@city.fukuoka.lg.jp



制度に関する
ホームページ